年　　月　　日

給付金請求書兼証明書

公益財団法人　佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター　理事長　様

会員番号　　―

事業所名

代表者名　　印

会員氏名　　印

請求金額　　円

※ 下記の該当する給付項目に〇印を付けてください。（ただし、請求書１枚につき、請求項目は１件です。）

	結婚祝金	配偶者氏名	配偶者生年月日 年　月　日	婚姻届出日 年　月　日
	出生祝金	子の氏名	子の生年月日 年　月　日	
	入学祝金	小学　　中学	子の氏名	入学該当年月日 年　月　日
	永年勤続祝金	10年　15年　20年　25年 30年　35年　40年　45年	給付該当年月日 年　月　日	
	死亡弔慰金	死亡者氏名	死亡年月日 年　月　日	会員との続柄 本人　配偶者　子　親

※結婚祝金申請の方で変更：　有　・　無　⇒　後日、変更届をご提出下さい。

⇩

氏名の変更	フリガナ 新姓名： 変更がある場合には、会員証を請求書に添付してください。				
住所の変更	新住所：〒 電話番号：				
同居家族の変更	追加			削除	
	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄

注）１．給付金は、事業所登録口座に入金します。

２．登録口座以外の口座を希望される場合は、別途「給付金・助成金受入登録口座変更申請書」をご提出ください。

３．添付書類は、裏面「給付金申請について」をご確認の上、ご提出下さい。

				担当者

発議日	年　月　日
決裁日	年　月　日

受付印

給付金請求書について

・請求期間は、給付対象日以降、年度（４月１日～翌３月31日）末までとなっています。
　※ただし、事由発生日が、３月のものについては、翌年度４月末日までの受付となります。
・給付金の請求は、給付対象日（事由発生日）以降にお願いします。

		給付事由	金額	事由を証明する書類　及び　注意事項
祝金	結婚祝金	会員本人が 結婚したとき	20,000円	法律上の婚姻の事実が確認できる書類として、次のうちいずれか一つ（写し可） ●戸籍謄抄本 ●婚姻受理証明書等　※住民票は不可 注意事項 １．結婚による氏名、住所、同居家族等の変更がある場合 給付金請求書兼証明書に変更内容を記入してください。 ２．氏名が変わる場合は会員証を返還してください。 新しい会員証をお渡しします。 ３．同じ人との再婚は申請対象外です。 ４．再婚による結婚祝金の申請は１回までです。
	出生祝金	会員本人または 会員の配偶者が 出産した時	10,000円	出生の事実を証明する書類として、次のうちいずれか一つ（写し可） ●住民票　●母子手帳の出生証明書 ●健康保険被扶養者異動届 注意事項 双生児（双子）の場合は、出生２件として取り扱います。
	入学祝金	会員の子が 小学または 中学に入学した時	10,000円	添付書類は必要ございません。 なお、入会時に提出いただいた『入会申込書兼会員カード』で管理している情報に基づいて、該当する会員には事前に事業所宛に、各申請番号が記載された申請用紙を送付いたします。
	永年勤続祝金	１０年	5,000円	添付書類は必要ございません。 なお、入会時に提出いただいた『入会申込書兼会員カード』で管理している情報に基づいて、該当する会員には事前に事業所宛に、各申請番号が記載された申請用紙を送付いたします。
		１５年	5,000円	
		２０年	10,000円	
		２５年	10,000円	
		３０年	10,000円	
		３５年	10,000円	
		４０年	10,000円	
		４５年	10,000円	
弔慰金	会員	会員の死亡	100,000円	「給付金請求兼証明書」に必要事項を記入し、以下の添付書類をつけて申請をお願いします。 １．死亡の事実（死亡日）が確認できる書類として、次のうちいずれかひとつ（写し可） ●死亡診断書　●死体検案書　●除籍謄本　●住民票　など ２．給付金受取人との関係を証明する書類として、次のうちのいずれかひとつ（写し可） ●戸籍謄本　●住民票　など 注意事項 １．配偶者・子・親の定義 ◎配偶者の定義 会員本人と戸籍上婚姻関係にある者をいいます。 ◎子の定義 会員本人と実子・養子・継子及びこれらの配偶者をいいます。 ※妊娠７ヶ月以上の死産も含みます。 ◎親の定義 会員本人の実父母・養父母・ 継父母及び配偶者の実父母・養父母・継父母をいいます。 ２．同居・別居について 死亡弔慰金の申請においては、同居・別居の区別なく申請可能です。
	会員の家族	配偶者の死亡	50,000円	
		子の死亡	40,000円	
		親の死亡	10,000円	